

営農活動支援に係る留意事項

1 規約における構成員一覧表の作成

営農活動対象区域内農業者の特定は、営農活動対象区域毎に行うこと(営農活動対象区域と共同活動支援の対象地域が一致する場合、活動組織の構成農業者等と営農活動対象区域内農業者等は一致。)

営農活動対象区域内農業者の特定に当たっては、どのような手順で行ったかを説明できるようにしておくこと。
 (例) ・営農活動対象区域内のほ場毎の耕作者名を記載した一覧表を農地基本台帳を基に作成した。
 ・活動組織の全構成農業者に対するアンケートを実施した。 等

営農活動対象区域内農業者は、区域内で耕作の業務を営む農業者の一覧であることから、入作農家も含めること(農家の住所は関係ないことに留意)。ただし、入作農家が活動組織の構成員となっていない場合には、営農活動対象区域で耕作を行っていても営農活動対象区域内農業者とはしない。

(添付様式28-1)

活動組織 構成員一覧表

活動組織の構成員は以下のとおり。

1 農業者等

氏名	住所	営農活動対象区域内農業者 (該当農業者に を記入)			備考
		A区域	B区域	C区域	
a					
b					
c					
d					
e					
f					
g					

2 非農業者等

氏名	住所	備考
PTA		

本農業者を営農活動計画の表1又は表3の「営農活動対象区域内農業者」欄に転記すること。

2 活動計画の作成

営農活動対象区域は、協定農用地内又は共同活動支援の対象農用地内の一団の農用地として設定すること

- ・このため、農振農用地以外の農用地を除外して営農活動区域を設定することも可。
- ・一方、水田と畑が混在している協定農用地の場合、水田だけを取り出して営農活動対象区域とすることは不可。

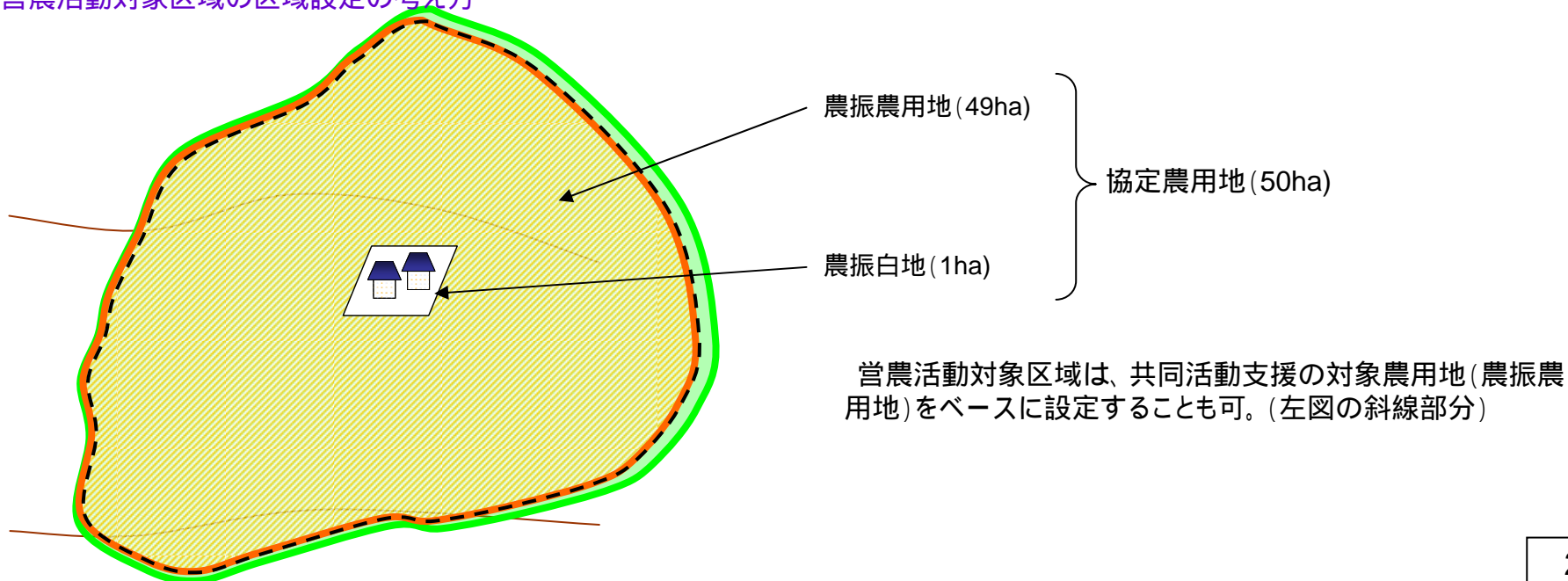
資金計画は、5カ年計画とすること。原則として初年度の交付金の交付額及び支出額の5倍を記入すること。

先進的営農支援に係る交付金を活動組織で活用する場合、その資金用途を記載すること。

(例)・営農活動支援交付金の交付等に係る事務経費

- ・農業生産活動に伴う環境負荷の低減に資する活動(フェロモントラップの設置による発生予察の強化等)等

営農活動対象区域の区域設定の考え方



3 営農活動計画の作成(作物全体のまとめり用)

賃借特例、法人特例を活用する場合、営農活動計画の第1の(2)の区域内対象農家数と第3の(2)の区域内対象農家数は一致しないことがあること。

表1の区域内対象面積については、畦畔等を含んだ面積とすることができること。(区域内対象農家の経営耕地面積(X)を畦畔等を含まない面積、不作付農地等面積(Y)を畦畔等を含んだ面積とすることはできない(まとめりの判定上、分母が小さくなり、活動組織にとって有利になってしまうため)。)

先進的な取組の実施農家の一覧表に、支援の対象とならない先進的な取組(農振農用地以外の農用地における取組等)を含める場合、当該先進的な取組については、網掛け、< >等により支援の対象となる先進的な取組と明確に区別するとともに、交付金の支払対象面積から除くこと。

1年間に複数回作付けする作物の場合は、別紙1を参考に記載すること。

表1の営農活動対象区域内農業者には、規約における構成員一覧表の営農活動対象区域内農業者を転記すること。

作物毎にまとめりを判定する場合も、上記に準じて取り扱うものとする。

ほうれんそう等1年間に複数作付けする作物の場合の営農活動計画の記載例

(添付様式26別添5-3)

(表2)先進的な取組の実施農家の一覧表(作物全体のまとめり用)

	先進的な取組の実施農家名	作物区分	作物名	ほ場番号	ほ場所在地	先進的取組実施面積(a)		交付金の支払対象面積(a) (農家ごと、作物区分ごとに合計して記入)	
						計画	実績	計画	実績
経営耕地面積が30a以上	A	葉茎菜類	ほうれんそう		市 115	12.3	a	36	
		葉茎菜類	ほうれんそう		市 115	(12.3)	a		
		葉茎菜類	ほうれんそう		市 115	(12.3)	a		
							a	a	
経営耕地面積が30a未満で農産物販売金額が年間50万円以上(Z)						a	a		
						a	a		
						a	a		
						a	a		
先進的な取組の実施農家数	計画 (工)	1	戸	先進的取組実施面積合計(のべ) うち、重複してカウントした面積		(オ) 36.9	a	(コ)	a
	実績 (ケ)		戸			(カ) 24.6	a	(サ)	a

	計画	実績
交付金の支払対象面積合計(のべ)	36 a	a
うち、葉茎菜類 の面積	(キ) 36 a	(シ) a

4 生産計画の作成

生産計画番号は、市町村、都道府県の事務処理を円滑に行うための番号であることから、その番号の付け方については、各都道府県毎に設定すること。(参考参照)

支援の対象とならない先進的な取組(農振農用地以外の農用地での取組等)を含める場合、当該先進的な取組については、網掛け、< >等の括弧書き、備考への記載等により支援の対象となる先進的な取組と区別すること。

1年間に複数回作付する作物の場合は、別紙2を参考に記載すること。(施肥、防除の方法が各作付けごとに同じ場合は、同一の生産計画とすることができるが、各作付けごとに慣行基準が違う場合や施肥、防除の方法が異なる場合等は、原則として別々の生産計画とする。)

ただし、複数作の生産計画を1枚にまとめて提出しても、生産記録については各作付毎に記載して提出することが必要。

1 交付金の管理の方法

- ・ 営農活動支援交付金については、先進的営農支援と営農基礎活動支援を区分して管理すること。
- ・ また、活動組織中に複数の営農活動区域を設定する場合にあっては、各営農活動対象区域ごとに交付金を管理すること。

2 交付金の使途

- ・ 営農基礎活動支援については、検討会の開催、実証ほの設置、土壌・生物調査等要領で定められた活動にしか使えないことから、営農基礎活動支援に係る交付金(1地区当たり20万円)の活用にあたっては当該活動に必要な経費といえるのかどうかをよく検討すること。

(同じ資材費に対する支出にしても、実証ほの設置に必要な資材費としての支出は可能だが、地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組に使用する資材費としての支出は不可。)

- ・ 先進的営農支援交付金の一部を活動組織で活用する場合、その使途については制限がかかるので、どのような活動を行うために当該支出を行ったのかを明確にしておくこと。

3 各種証拠書類の整備

- ・ 先進的営農支援に係る交付金の交付を受ける農業者については、購入伝票、日誌等を整備しておくこと。

4 体制の整備

- ・ 活動組織の中に複数の営農活動区域を設定する場合にあっては、それぞれの営農活動対象区域毎に責任者を定める等、対策の円滑な実施に必要な体制を整備すること(結果として、同一の者が各対象区域の責任者となっても差し支えない)。